

2013年7月

オリジン・コンプライアンス FTA 原産地規則遵守の ポイント（上）

—韓国事例が示す日本企業の課題と方向性

FTA・EPAによる関税減免メリットを享受するためには、各個別FTA・EPAにおいて品目ごとに定められている原産地規則を満たすことが必要となる。本稿では、上下連載2回にわたり、原産地規則充足の観点から、東アジアにおけるFTA先進国である韓国のFTAへの取組み状況を紹介するとともに、南北アメリカおよび欧州市場に向かうサプライチェーン上の製造拠点として産業集積が進むメキシコの貿易促進プログラムを利用したサプライチェーン事例、NAFTA（北米自由貿易協定）および日本・メキシコEPAの原産地規則の概要、ならびに原産地規則充足のための実務対応等について解説する。

執筆者：KPMG税理士法人	公認会計士・税理士	梅辻 雅春
KPMG税理士法人	税理士・米国公認会計士人	神津 隆幸
KPMG税理士法人	税理士	古賀 弘樹

はじめに

自由貿易の促進を目的とする世界貿易機関（WTO）は、すべての加盟国に等しい関税を適用することを原則としている。WTOにおける通商交渉では、ウルグアイ・ラウンドおよびそれに続くドーハ・ラウンドを通じて、貿易円滑化に関する交渉について一定の進展がみられるものの、全体の議論としては膠着状態が継続しており、2011年12月にジュネーブで開催されたWTOの閣僚会合は、ドーハ・ラウンドでは近い将来に全体合意に至ることはない、という議長総括とともに閉幕している。

そのような状況のなか、WTOの枠組みのもとでも、主に二国間で貿易自由化をさらに促進するための協定（FTA・EPA。以下、あわせて「FTA」という）を結ぶことが容認されている⁽¹⁾。これを受けて、各国が個別に交渉を継続した結果、1990年以前は、世界にわずか16件しか存在しなかったFTAが、WTOでの議論の停滞を受けて、いまや200件以上に上り、その協定の締結数はさらに増え続けている。原則として協定の内容は、それぞれの協定ごとに異なることから、その原産地規則等に関しても異なるルールが混在することとなり、このような状況は複雑に絡み合うスパゲティにたとえて、「スパゲティ・ボール現象」⁽²⁾と呼ばれることもある。

(1) 関税と貿易に関する一般協定（GATT）24条

(2) U.S.Trade Policy: The Infatuation with Free Trade Areas," in Jagdish Bhagwati and Anne O. Krueger, The Dangerous Drift to Preferential Trade Agreements

日本を取り巻くFTAの現状

このような潮流のなか、日本も2002年のシンガポールFTAを皮切りに徐々にFTA

※本稿は、株式会社中央経済社「経理情報 2013.7.10 (No.1352)」に掲載されたものを転載しました。

の締結を進め、2013年4月現在で、発行済みのものが13件、交渉中のものが8件、交渉以前の共同研究等段階のものが2件を数えている⁽³⁾。今後は、米国やEU等、先進工業国（いわゆる資本輸出国）との間のF T Aが成立することも見込まれている。

このように、W T Oの枠組みを中心とした20世紀の国際通商フレームワークから、F T Aに基づく21世紀型のアプローチへと、グローバル企業のサプライチェーンをめぐる通商環境は急激に変化している。

(3) 経済産業省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>

日本企業のオリジン・コンプライアンス対応状況

近年日本企業におけるF T Aの利用率は、F T Aの導入から時間が経過したことでF T Aに関する情報が入手しやすくなったこと、経済産業省による利用促進活動、さらには、昨今のT P Pを取り巻く議論の活発化による自由貿易協定への関心の高まり等により上昇傾向にある。さらに先日、政府が発表した成長戦略案においては、本邦の貿易額に占めるF T Aカバー比率を現在の19%から70%まで高めるべく、グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を推進していく方針が発表⁽⁴⁾されている。今後、グローバル企業のサプライチェーンにおいて、F T Aの恩典を確保することによりコスト競争力を改善することが、ますます重要なテーマとなることが見込まれる。

それでは、現状における日本企業のF T A利用の実態、およびその利用に伴うオリジン・コンプライアンス（原産地規則充足のための内部管理）はどのようなになっているのだろうか。

(1) F T Aの利用率

まず、主要なF T Aの利用率についてみると⁽⁵⁾、輸出入ともに、タイ、インドネシアなどの東南アジア諸国（A S E A Nを含む）とのF T Aの利用率（日本からの輸出については、タイ30.1%、インドネシア22.1%。日本への輸入に関しては、タイ31.9%、インドネシア32.8%）は相対的に高い状況がうかがえる。

一方で、F T Aの業種別の利用状況をみると、輸出に関しては、「自動車／自動車部品／その他輸送機器」が利用率39.3%と最も高く、これを「窯業・土石」（39.1%）、「化学」（33.3%）が追う結果となっている。他方で、「自動車／自動車部品／その他輸送機器」の輸入についての利用率は7.1%と低く、「窯業・土石」（26.1%）、「木材・木製品／家具・建材／紙・パルプ」（20%）および「小売」（18.2%）の利用率は高くなっている。これは、「自動車／自動車部品／その他輸送機器」の日本への輸入に関しては、W T Oの協定税率においてすでに関税が無税とされているものがほとんどであり、手間をかけてF T Aの優遇税率の適用を受ける必要がないことから、輸入に係る利用率が低くなっているものと考えられる。ただし、輸出入ともに、F T Aの利用率は、総じて40%前後で伸び悩んでおり、この主な原因は、輸出に関しては、「適用できるF T Aが未締結等の理由で輸入相手からの要請がない」、「原産地基準を満たすための事務的負担、手数料費用の負担または原産地基準の煩雑さ等」となっている。

このようなF T A利用率の低さからは、オリジン・コンプライアンスに関して積極的に取り組んでいる企業が、現状ではまだまだ少ない状況をうかがい知ることができる。

(2) オリジン・コンプライアンスへの対応の必要性

しかしながら、グローバルサプライチェーンにおける関税コスト負担額の軽減は、効率的なサプライチェーン構築のための重要な課題の1つとされている。この状況を踏まえ、これまで輸入相手からF T Aの特恵税率の適用を受けるための要件、つまり原産地証明についての要請を受けることがなかったとしても、今後主要仕向け先国との間のF T Aネットワークが拡張していくにしたがって、輸出先の取引相手から原産地証明

の発行要請が増えていく状況が予想される。つまり、このような取引相手からの要望に応えることで自らの価格競争力を維持するためには、オリジン・コンプライアンスおよび原産地証明取得のための事務コスト負担が、今後は必要経費となっていくものと考えられる。

さらに、この問題は完成品を直接的に最終顧客へ輸出する者に限った話ではない。完成品の原材料等を供給しているサプライヤーにおいても、その直接の輸出者が完成品の原産地証明を行うために、その利用原材料等の原産性についての証明を求められる状況が予想されることから、完成品である商品・製品を直接的に輸出する者に限らず、最終的に輸出される商品・製品の製造を含めた1つのサプライチェーンに関与するすべての主要サプライヤーにおいて、同様のオリジン・コンプライアンス対応が必要となるのである。

次に、将来的に日本企業が取り組むべきオリジン・コンプライアンスの方向性と課題を考えるために参考になる韓国の状況をみていくことにする。

(4) 2013年6月12日第12回産業競争力会議配布資料 成長戦略(案)

(5) 2012年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査(2013年3月、日本貿易振興機構)

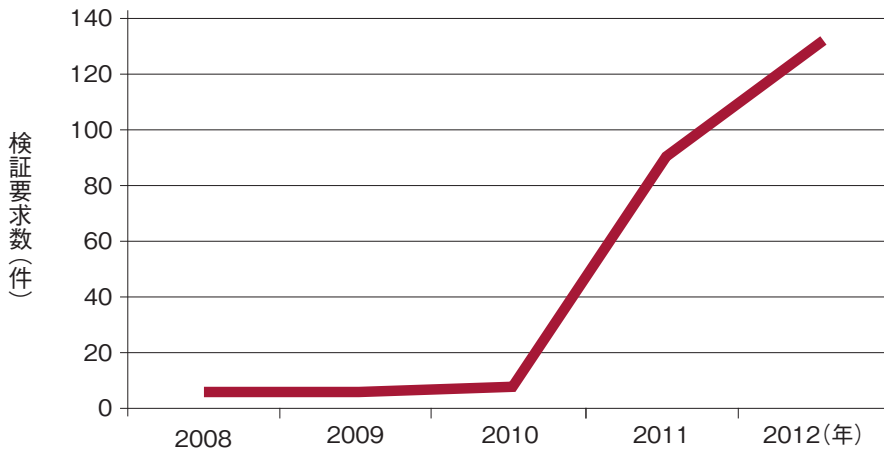
韓国における原産地検証(Verification) 件数の動向

日本企業が将来的に取り組むべきオリジン・コンプライアンスの方向性を占うには、F T A 先進国である韓国が締結しているF T Aを取り巻くオリジン・コンプライアンスの状況が参考となろう。貿易に依存する度合いが大きい韓国は、F T Aの締結を積極的かつ戦略的に進めている。米国、E U、A S E A Nなど経済規模が大きな国や地域をはじめとした、多数の国と地域との間にF T Aネットワークを構築しており、いまや韓国は、チリやシンガポール等と並ぶF T A先進国の1つといえる。

韓国がF T Aのオリジン・コンプライアンスという観点で日本に大きく先行している理由の1つには、韓国が米国および欧州連合(E U)といった、資本輸出国との間ですでにF T Aを発効させており、これらの国々の当局を相手とした原産地の検証(Verification)経験を蓄積していることが挙げられる。つまり、韓国税関当局や、これらの国々への輸出を行っている韓国の製造者は、北米自由貿易協定(N A F T A)や関税同盟等で先行するこれらの国の関税当局からの厳しい基準に基づく原産地検証の経験を有しており、そのためオリジン・コンプライアンスを正確に行う必要性に対する認識が、日本が締結しているF T Aのもとで特惠関税率を享受している者と比べて相対的に高いといわれている。

韓国では、2011年7月にE Uと、そして2012年3月には米国との間でF T Aがそれぞれ発効したが、これらの資本輸出国である大規模経済圏とのF T A発効を皮切りに、F T Aの原産地検証数が急増している(図表1)。特に、E UとのF T Aに関しては、発効から1年が経過した時点における相手国からの検証要求は、前年比200%以上の増加を示している。米国とのF T Aについても本年3月に発効から1年を経過し、また、トルコF T Aを始めとした追加協定の増加により、韓国からの輸出に関する原産地検証の件数は、今後も継続的に増加していくことが予想されている。したがって、検証対応のための負担も同様に増加傾向を示すことが見込まれている。

図表1：FTAの原産地検証数の傾向 (KPMG韓国事務所調べ)



2つの原産地検証方法

輸入国の当局が実施する原産地検証の方法は、直接検証と間接検証の2つに大別される。

直接検証では、輸入国の当局（たとえば、米国の税関・国境警備局「CBP」など）が海外の輸出者・生産者（たとえば、韓国企業）に対して直接調査を実施する。一方、間接検証では、輸入国の当局は輸出者・生産者が所在する国の当局または原産地証明書の発給機関（前述の例では、韓国税関）に対して検証を依頼し、依頼を受けた輸出国の当局が輸入国の当局に代わって原産地の適正性を検証する手順がとられる。

日本が締結しているFTAでは間接検証が採用されており、欧州においても原則的に同様である。一方、北米各国が締結しているFTAでは直接検証が原則となっており、北米自由貿易協定（NAFTA）等においてもこの方式が採用されている。韓国・米国が締結するFTAにおいても直接検証が原則とされており、韓国・米国FTAでは、CBPが韓国の輸出者・生産者に対して直接検証を行う方式を原則としている。参考までに、韓国・EUFTAと韓国・米国FTAにおける検証手続を比較すると図表2のとおりである。

図表2：韓国・EU FTAと韓国・米国 FTAの原産地検証の違い

	韓国・EU FTA	韓国・米国 FTA
検証対象	原則として無作為に行われるが、輸入当局がその原産地証明に関して疑わしいと認められる場合にも行われる。	• 税収の損失を招いたり、米国経済、国民の健康や安全に脅威を及ぼしたりすると認められるものの輸入 • 自動車、繊維、衣類、鉄鋼、電子、農産物の輸入が中心
検証主体	輸出国の当局により行われる。	事前調査を通じて問題があると認められる場合には、輸入国の税関当局により行われる。
検証期間	検証要求の日から10カ月以内	書面の検証は60日、現場調査は、2～3週間行われ、輸入品の原産地規定を満たすかどうかについて検証結果通知の手続を含めて米国税関の検証手続は約7カ月程度の期間がかかる。
措置	(1) 検証期間中の特惠待遇の適用の停止をすることができる。 (2) 検証要求の日から10カ月以内に要求された事項に対する回答がない場合等には、特惠待遇の適用を停止することができる。	(1) 検証期間中の特惠待遇の適用を停止することができる。 (2) 検証要求の日から30日以内に回答がない場合等には、特惠待遇の適用を停止することができる。

韓国 F T A における原産地検証の範囲

一般的に F T A の原産地の検証は、主として以下の項目に関して実施されるが、韓国においても同様である。なお、韓国では検証結果の報告までには、一般的に 7 カ月程度を要するといわれている。

- ①書類の整備状況についての確認
 - 財務諸表と原産地決定根拠の整合性
 - 仕入明細、製造原価、輸送関連書類
- ②計算の正確性
 - 付加価値基準の計算、および税番分類変更基準の判断根拠
- ③サプライヤーの管理状況
 - サプライヤーから提出を受けた原産地の判定根拠書類
 - サプライヤーにおける原産地判定の正確性
- ④システムの整合性
 - システムに組み込まれている原産地の計算ロジック
- ⑤関税番号分類
 - 原材料および完成品の関税番号分類判定の妥当性

検証により指摘を受けた主な非違事例

F T A による特惠関税率適用に関して指摘された一般的な非違としては主として以下のものが挙げられる。

- (i) 原産地決定基準に関するもの
 - 輸入物品の関税分類に関する誤りがあったケース
 - 税番分類変更基準、付加価値基準の適用に関して誤りがあったケース
- (ii) 相手先要件に関するもの
 - 取引は、F T A 締約国間で行われる必要があるが、輸出国原産の製品が、F T A 締約国以外の国からもう一方の F T A 締約国へ向けて輸出されたケース
- (iii) 積送基準に関するもの
 - 輸入製品は、原産国から F T A 締約国の取引相手に対して直接運送される必要がある（積送基準）が、この基準を満たしていない輸送と認定されたケース
 - 輸入製品が原産国から第三国を経由して輸送される場合には、単なる積替え等のための経由であったことを書類等で証明する必要があるが、その証明が不十分であったケース
- (iv) 原産地証明書の有効期限
 - 原産地証明書の有効期限は、原則として 1 年以内であるが、その有効期限を超えていたケース
- (v) 原産地証明および取引記録の保管に関するもの
 - 原産地証明およびその関連書類は 5 年間の保存が義務づけられており、輸入国の当局からの問い合わせには誠実に対応するとともに、依頼を受けた場合には提出しなければならないが、十分な書類整備が行われていなかったため、特惠税率の適用が否認されたケース
- (vi) 輸出者および生産者の非協力によるもの
 - 原産地検証が行われる場合は、輸入者は検証対象となった輸入取引に関連する F T A 締約国の輸出者および生産者とともに、原産地が適正であることを立証する義務を負うが、これらの取引関係者から十分な協力が得られず、原産地の適正性の立証に支障をきたしたケース

(vii) 証憑書類の不整合によるもの

- 原産地の適正性を立証する書類は相互に整合を有している必要があるが、書類の一部またはすべてに整合がみられなかったケース

なお、原産地の適正性を立証する書類としては、以下のものが挙げられる。

- 原産地証明書
- 売買契約書
- 仕入元帳 (会計帳簿)
- 運送書類
- 製造原価に関する情報
- 商品元帳 (会計帳簿)
- 特惠関税率申請書類、等

(viii) 関係者の非協力によるもの

- 原産地の検証手続では、輸入者、輸出者、および生産者等の取引関係者は、輸入国当局からの質問・資料提出依頼、および実地調査に対する協力義務を有するが、これら関係者が協力を拒んだために、特惠税率の適用が否認されたケース

韓国主要企業の対応

韓国では、前述のとおりオリジン・コンプライアンスを正確に行う必要性に対する意識が高く、また、国策として海外諸国との F T A を促進しているという関係上、その重要性から F T A に係る原産地証明手続に備えて韓国企業が、その証明に係る方針およびプロセスの策定に積極的に関与しており、韓国政府も韓国企業のこのような動きをサポートしている。

また、個々の企業においては、F T A の原産地証明書に関して、内部の業務プロセス改善、H S 番号およびそれに関する資料の管理、サプライヤー側での情報収集のためのサプライヤー管理を行うとともに、最終的には、I T システムを利用する形でコンプライアンスへの対応を行っているケースが多い。なお、このような原産地管理システムは、個々の商品・製品についての原産地の正確かつ効率的な判定と証明書の発行のみを目的としているのではなく、輸入国の当局から原産地についての立証を求められた場合に、必要となるサポート書類や判断のプロセスを適切に開示できるように設計されたものである。そして、製造輸出に従事する韓国企業では、これまでの経験から F T A のコンプライアンス・システムの導入をさらに進めながら、多国籍企業とのビジネスを拡大している。

日本企業の課題と進むべき方向性

日本政府が、貿易に占める F T A カバー率を、現在の 19% から 70% に引き上げることを政策目標として掲げていることは、先に述べたとおりである。また、F T A のカバー率が増えれば F T A の利用の有無が価格競争力により大きな影響を及ぼすことも明らかである。そのため、今後は、サプライチェーンの価格競争力確保のための一要素として、日本企業もこれまで以上に F T A を積極的に活用していくべき状況が見込まれる。

(1) 原産地規則の充足

F T A の適用を受けるためにはそれぞれの F T A において、具体的な物品ごとに定められている原産地規則を充足する必要がある。原産地規則を充足していることの証明にあたっては、各国または地域において権限が与えられている第三者が原産地証明書を発行する第三者証明型と、自己で原産地規則を充足していることを宣誓したり、自己で原産地証明書を発行したりする自己証明型とがある。日本では、原則的には、日本商工会議所へ各輸出者が原産地証明の申請を行うことにより原産地証明書を取得

する第三者証明型を採用しているが、日本・スイス F T A、日本・メキシコ F T A および日本・ペルー F T A においては、一定の場合において自己証明型の原産地証明書の発行も認められている。また、現在参加交渉中の T P P においては、自己証明型の原産地証明手続が導入されることも見込まれている⁽⁶⁾。しかしながら、第三者機関により原産地証明書が発行されるのか、あるいは自己証明を行うのかについては、あくまで手続上の問題であり、実際にその対象となる貨物が原産地規則を満たすかどうかについては、原産地証明書の発行方式とは別に立証可能な状況を整えておく必要がある。

(2) 原産地の立証

原産地の立証にあたっては、工程管理に直結した原価計算などの会計知識が必要となるほか、H S コードの確認作業や加工の工程の確認等の関税分野の専門知識も必要であり、さらには、適用する F T A や対象となる物品ごとに異なる原産地規則に基づき、各個別通関貨物に係る立証作業を行う必要があるので、複数のサプライチェーンについて原産地管理を包括的に行うためには、従来のようなマニュアル作業では効率性や正確性の観点から問題が多く、結果としてヒューマンエラー等、誤判断を行うリスクが高くなってしまう。そこで、状況に応じてオリジン・コンプライアンスを総合的に管理する I T システム対応を行うことが有益と考えられる。このようなシステム対応の具体例については、次回に紹介したい。

(6) T P P のもととなった環太平洋戦略的経済連携協定では、輸出者または製造者により原産地証明書の発行、または原産地の宣誓が行われることが認められている (Article 4.13 of Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)。

古賀 弘樹(こが・ひろき)
KPMG税理士法人 アシスタント
マネージャー
税理士

2004年KPMG税理士法人に入所。日系
および外資系の多国籍企業に対して、
法人所得税を中心に、関税および間接
税も含めた総合的な国際税務アドバイ
ザリーを行う。

神津 隆幸(こうづ・たかゆき)
KPMG税理士法人 パートナー
税理士・米国公認会計士

1996年の入社以来、多国籍企業に対す
る国際税務および関税・間接税に関連
するアドバイザリー業務を提供してい
る。2001年から2005年までKPMGミ
ラノ事務所において勤務。ハンブルグ
大学国際税務修士課程において非常勤
講師を経験。精密機器、化学、情報通
信、ソフトウェア、消費財等の分野で
のアドバイスを多く提供している。

梅辻 雅春(うめつじ・まさはる)
KPMG税理士法人 パートナー
税理士・公認会計士・通関士有資格

数多くの日系および外資系多国籍企業
に対して多様なアドバイスを提供して
いる。特に日系多国籍企業における国
際税務戦略の立案、サプライチェーン
の再構築、リストラクチャリング、ク
ロスボーダーM&A等について法人税
と関税・間接税を統合したアドバイ
スを提供している。日本公認会計士協会
租税調査会国際租税専門部会会長。

KPMG税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL : 03-6229-8000
FAX : 03-5575-0766

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F
TEL : 06-4708-5150
FAX : 06-4706-3881

〒451-6030
愛知県名古屋市中区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー 30F
TEL : 052-569-5420
FAX : 052-551-0580

tax.kpmg.or.jp
info-tax@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2013 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.